

津市低入札価格調査マニュアル

1 目的

津市低入札価格調査マニュアル（以下「マニュアル」という。）は、工事の品質確保及び不良・不適格業者の排除等に資するため、津市低入札価格調査試行要領（以下「要領」という。）第7条第3項の調査を実施する際の調査方法及び内容等を定めたものである。

2 適用対象

要領第2条の対象工事のうち、要領第3条の調査基準価格を下回った入札者が要領第7条第2項の基準を満たしている場合に適用する。

なお、要領第4条に定める失格基準価格を下回った者については当該調査を実施せず、失格とする。

当該調査は、上記の有効な入札を行った入札者のうち、最低価格入札者（※1）を対象に行う。

また、当該対象者が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合には、次順位者（※2）に対して調査を行う。

（※1）価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者

（※2）最低価格入札者を落札者又は落札候補者としない場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者。次順位者を落札者又は落札候補者としないときは、以後この例による。

3 調査方法

(1) 本マニュアルに基づく調査（以下「本調査」という。）は、入札の執行後、最低価格入札者が要領第7条第2項の基準を満たしている場合に、速やかに調査対象者から提出された調査資料の分析、事情聴取、関係機関等への照会等により完了させるものとする。

(2) 本調査は、下記の手順で実施するものとする。

ア 入札執行者は、最低価格入札者が調査基準価格を下回った入札を行った者であった場合には、落札者又は落札候補者の決定を保留し、低入札価格調査対象である旨を宣言して入札を終了する。

調査対象者が要領第7条第2項の基準を満たしている場合、調査対象者に対して、次項イにより該当する調査について、入札が執行された日の翌

日から起算して3日以内（ただし、津市の休日を定める条例（平成18年津市条例第14号）第2条第1項に規定する休日を除く。）に、別表に記載の資料及び添付資料を調達契約課に提出するよう求める。

- イ 入札価格が重点調査基準価格以上の場合は、通常調査を行うものとし、入札価格が重点調査基準価格未満の場合は、重点調査を行うものとする。
- ウ 工事担当課長及び調達契約課長が必要と判断した場合は、追加資料を求めることができるものとする。

なお、追加資料を求める場合は、原則として資料を求めた日の翌日までに提出を求めるものとする。

- エ 提出期限以降における資料の訂正又は差替は認めないものとする。

- オ 工事担当課長及び調達契約課長は、調査資料の受領後、事情聴取を実施する。ただし、通常調査の場合は、原則提出された資料により調査を行い、事情聴取は省略することができるものとする。なお、工事担当課長及び調達契約課長による事情聴取が困難な場合は、他に協力を求めることができる。

事情聴取は調査対象者の責任者（代表者又は代表者から委任を受けた者）から行う。

- カ 次順位者の調査が必要となった場合は、本マニュアル「3 調査方法」と同様の手続きを行う。
- (3) 本調査の実施結果について、津市建設工事等入札参加資格審査委員会設置要綱（平成18年津市訓第3号）第1条に規定する津市建設工事等入札参加資格審査委員会の審査に付する。

4 通常調査内容

本調査は、最低価格入札者の入札価格が重点調査基準価格以上の場合に実施し、次の内容について調査を行い、判定の基礎資料を作成するものとする。ただし、次の(3)から(10)については、「当該価格で入札した工事が施工できる理由（様式1）」に記載がない場合は、調査を省略することができるものとする。

(1) 当該価格で入札した理由

「当該価格で入札した工事が施工できる理由（様式1）」により当該入札価格で対象工事が安全で良質な施工が可能かを確認する。当該価格で入札した理由を、資材費、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事場所と事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。）の協力等の面から調査する。

また、上記により記載された各理由について、その根拠となるべき他の様式が添付されていることを確認する。

(2) 入札価格の積算内訳

入札価格の積算内訳について以下の調査を行う。

なお、「積算内訳書（様式 2-1）」及び「積算内訳書（様式 2-2）」で調査を行うこととするが、「参考資料（1）（様式 2-3）」、「参考資料（1）（様式 2-4）」及び「参考資料（2）（様式 2-5）」が必要と工事担当課長及び調達契約課長が判断した場合は、追加資料として求めて調査を行うことができるものとする。

ただし、営繕工事の場合は、工事費内訳（様式（営繕） 2-1）、種目別内訳（様式（営繕） 2-2）、科目別内訳（様式（営繕） 2-3）及び細目別内訳（様式（営繕） 2-4）で調査を行うこととする。

ア 仕様及び数量

（ア）仕様書に対応する積算内訳となっているか。

（イ）設計図書での要求事項を理解して積算を行っているか。

（ウ）指定の数量によって積算されているか。

（数量の指定のない場合は、数量は妥当か。）

（エ）指定の工法によって施工しているか。

（任意工法の場合は、その工法に安全性等の点で問題はないか。）

（オ）総合評価落札方式で、工法等の提案をしている場合、それが積算に適正に反映されているか。

イ 資材単価、機器単価、労務単価又は市場単価

資材単価、機器単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比べて著しく低いと認められる場合や、資材等の見積価格が適切に積算内訳に反映されていない場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。

ウ 下請予定業者との関係

一次下請予定業者との関係を確認する。

下請予定業者を予定している場合には、「下請予定業者計画書（様式 3-1）」及び「施工体系図（様式 3-2）」の内容確認を行う。また、その下請予定業者からの見積書等の提出を求め、下請に係る見積価格が入札価格の積算内訳に正しく反映されているか確認する。

以下の場合には、その理由を記載した書類等の提出を求め、これに基づき詳細な調査を行う。なお、必要に応じて下請予定業者のヒアリングを実施することができるものとする。

- (ア) 下請予定業者の見積価格が入札価格の積算内訳に適切に反映されていない場合
 - (イ) 下請予定業者の見積書等の工事内容（規格、工法及び数量等）が明確でない場合
 - (ウ) 下請予定業者の資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比べて著しく低いと認められる場合
- エ 安全対策
安全管理費等の共通仮設費の計上は不適當ではないか確認する。（特に、指定仮設についての調査は入念に行う。）（様式4）
- オ 現場管理費
現場管理費の計上は不適當ではないか確認する。
技術者の従業員手当等が適切に計上されているか確認する。
- カ 一般管理費等
一般管理費等について、発注者の価格に比し著しく低いと認められる場合は、当該価格の設定について確認する。

(3) 手持ち工事の状況

- 手持ち工事の状況について、以下の調査を行う。
「手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（様式5-1）」及び「手持ち工事の状況（対象工事関連）（様式5-2）」から間接費の縮減が可能かどうか確認する。（具体的には、営繕損料、現場管理費等の縮減が可能かどうか確認する。）

(4) 契約対象工事場所と入札者の事務所、倉庫等との関係

「契約対象工事場所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式6）」の内容について以下の調査を行う。

- ア 監督業務及び資機材運搬・監理等において、地理条件等を鑑み、経費等の縮減が可能かどうか。
- イ 緊急時の対応等、安全管理に優位性があるか。

(5) 手持ち資材の状況

「手持ち資材の状況」（様式7）において、手持ち資材を契約対象工事で活用している場合は、具体的な数量、活用方法及び保管状況を写真等で確認するとともに、低価格との関連性について確認する。

【具体例】

- ア 仮設鋼矢板及び支持材、足場材、その他二次製品の活用をする。

- イ コンクリート用型枠等を活用する。
- ウ 安全管理資材を保有している。
- エ 契約対象工事に関連する手持ち資材を活用する。

(6) 資材購入先との関係

「資材購入予定先一覧（様式8）」において、契約対象工事で使用する資材について、低価格での調達が可能としている場合、その根拠を資材販売店等の作成した見積書等により確認する。

【具体例】

- ア 手形取引でなく現金決済による値引きが可能である。
- イ 系列会社あるいは協力会社からの取引がある。
- ウ 永年にわたり取引がある。

(7) 手持ち機械の状況

「手持ち機械の状況（様式9）」において、契約対象工事において手持ちの建設機械等を使用している場合は、所属等を証する資料等で確認する。

【具体例】

- ア 手持ちの建設重機械等の活用が可能であり、損料計上が優位にある。
- イ 資産償却が終わっており、損料が不要となる。
- ウ 系列会社からの取引、又は永年にわたり取引がある。

(8) 労務者の具体的供給見通し

「労務者の確保計画（様式10）」及び「工種別労務者配置計画（様式11）」の内容について、労務者の確保計画及び配置予定によって適切な施工が可能かどうか確認する。

(9) 過去に施工した公共工事名及び発注者の状況

「過去に施工した公共工事名及び発注者の状況（様式12）」の内容について、以下の調査を行う。

過去5年間に施工が完了した請負金額500万円以上の公共工事のうち、低入札価格調査を経て受注した工事の実績について報告させ、工事成績評定点を調査し、必要であれば、更に追加資料を求め調査を行う。

また、特に留意すべき工事があった場合は、過去の工事の施工体制台帳や請負代金内訳書等の提出を求め、内容について確認を行う。

(10) 建設副産物の処分計画

「建設副産物の搬出地（様式13）」について、以下の調査を行う。また、見積書等の提出を求め、処分に係る見積価格が入札価格の積算内訳に正しく反映されているか確認する。

- ア 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が発注仕様書等に合致しているかを確認する。
- イ 適正な処理を行っている搬出地を選定しているかを確認する。
- ウ 適正な処分価格であるかを確認する。（スクラップ処分を含む。）

(11) その他の必要事項

必要に応じて以下の確認を行う。

- ア 経営状況の確認
取引金融機関、保証会社等へ照会を行う。
- イ 信用状態の確認
建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況の調査を行う。

5 重点調査内容

本調査は、最低価格入札者の入札価格が重点調査基準価格未満の場合に実施し、次の内容について重点的に調査を行い、判定の基礎資料を作成するものとする。

また、各様式について、該当する事項がない場合においても、全ての様式が提出されていることを確認する。

(1) 当該価格で入札した工事が施工できる理由

〈確認内容〉

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、資材費、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由を確認する。

〔記載要領〕

（重点調査様式1）

- ア 当該価格で入札した理由を、資材費、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。
- イ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由

ごとに、その根拠となるべき、別表に記載の重点調査様式の番号を付記する。(他の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする)

ウ なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然のこととする。

(添付書類)

必要に応じて添付すること。

(2) 入札価格の積算内訳

〈確認内容〉

ア 公告にて指定されている工事費内訳書に対応する積算内訳となっていること。(指定の数量によって積算されていること)

イ 設計図書での要求事項を理解して積算を行っていること。

ウ 指定の工法によって施工することとしていること。(工法の指定がない場合は、入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと)

エ 積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること。(原則、取引等の実績を求めること)

オ 現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上していること。ただし、重点調査様式16に記載する専任の担当技術者、契約対象工事に配置予定の主任技術者等及び重点調査様式4-5に記載する自社社員の交通誘導員(配置がある場合)に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区別して別計上としていること。また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法(昭和34年法律第137号)に定める最低賃金額以上であり、かつ、これらの者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど合理的かつ現実的な積算であるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

カ 一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。

キ 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員(技術者等)及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。

[記載要領] (重点調査様式2-1、2-2、2-3、2-4、2-5)

(重点調査様式(営繕)2-1、2-2、2-3、2-4)

- ア 公告にて指定されている工事費内訳書に対応する積算内訳書とする。
- イ 別表に記載の重点調査様式に記載する内容と矛盾のない積算内訳書とする。
- ウ 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者や納入予定業者等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。
- エ 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（主任技術者等及び専任の担当技術者等）及び自社の交通誘導員（配置がある場合）に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
- オ 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。

このうち、重点調査様式16に記載する専任の担当技術者、契約対象工事に配置予定の主任技術者等及び重点調査様式4-5に記載する自社社員の交通誘導員（配置がある場合）に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
- カ 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
- キ 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。
- ク 直接工事費だけでなく、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等についても明細表を作成する。

（添付書類）

- ア 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領オにより別計上とした主任技術者等、専任の担当技術者及び自社社員の交通誘導員（配置がある場合）に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
- イ 上記アの添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者等の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、次の（3）から（13）までに示す様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付

することを要しない。

(3) 下請予定業者との関係

<確認内容>

ア 下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。

また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。

イ 下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。

また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、資材費及びその他費用）ごとの金額が、過去1年以内に下請予定業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

なお、必要に応じて下請予定業者のヒアリングを実施することができるものとする。

[記載要領]

(重点調査様式3-1、3-2)

ア 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。

イ 下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の金額内訳を記載する。

ウ 使用を予定する手持ち資材については重点調査様式7、購入予定の資材については重点調査様式8、使用を予定する手持ち機械については重点調査様式9-1、直接リースを受ける予定の機械については重点調査様式9-2、確保しようとする労務者については重点調査様式10に対応した内容とする。

エ 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社との取引予定が無い場合は、その旨を記載すること。

(添付書類)

ア 本様式に記載したすべての下請予定業者について、その押印した見積書（建設業法（昭和24年法律第100号）第20条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳を明らかにしたもの）を添付する。

イ 上記アの見積書に係る機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳ごとの金額が、過去1年以内に下請予定業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであるこ

とを明らかにする当該工事の経費内訳を明らかにした見積書や契約書等の書面を添付する（労務費について添付する書面は、上記の見積書や契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

（4）安全対策の取り組み

＜確認内容＞

ア 安全対策の取り組み （重点調査様式4-1）

契約対象工事の施工に当たり、どのような安全対策を計画しているかを確認する。

イ 安全衛生管理体制(安全衛生教育等) （重点調査様式4-2）

（ア）「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者が負担する場合は、重点調査様式2-1又は2-2において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

（イ）「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

（ウ）仕様書等で要求している要件に適合していること。

ウ 安全衛生管理体制(点検計画) （重点調査様式4-3）

（ア）「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者が負担する場合は、重点調査様式2-1又は2-2において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

（イ）「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

（ウ）「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(エ) 仕様書等で要求している要件に適合していること。

エ 安全衛生管理体制(仮設置計画) (重点調査様式4-4)

(ア) 「設置費用」の「見込額」に記載された金額を入札者が負担する場合は、重点調査様式2-1又は2-2において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

(イ) 「設置費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(ウ) 仕様書等で要求している要件に適合していること。

オ 安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画) (重点調査様式4-5)

(ア) 自社社員を交通誘導員に充てる場合

a. 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

b. 単価の見積もりが交通誘導員への支払給与の直近3ヶ月の実績額以上の金額でされているなど合理的かつ現実的なものであること。

(イ) 派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合

a. 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

b. 単価が当該交通誘導員の派遣予定会社が過去1年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(ウ) 交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。

(エ) 仕様書等で要求している要件に適合していること。

[記載要領]

ア 安全対策の取り組み (重点調査様式4-1)

安全対策について具体的に記述し、積算内訳書に対応した当該安全対策費を記載する。

また、指定仮設についても具体的に記述すること。

イ 安全衛生管理体制(安全衛生教育等) (重点調査様式4-2)

(ア) 本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。

(イ) 「諸費用」の欄は、「実施内容」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額(契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。)を、「計上した工種等」の

欄には重点調査様式 2-1 の「工事区分・工種・種別・細別」（営繕工事の場合は、重点調査様式（営繕） 2-1 の「工事種別」）のいずれに計上しているかを記載する。

- ウ 安全衛生管理体制(点検計画) (重点調査様式 4-3)
- (ア) 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載する。
- (イ) 「諸費用」の欄は、「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載するものとし、当該点検に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該点検に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には重点調査様式 2-1 の「工事区分・工種・種別・細別」（営繕工事の場合は、重点調査様式（営繕） 2-1 の「工事種別」）のいずれに計上しているかを記載する。
- (ウ) 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金の額を記載する。
- エ 安全衛生管理体制(仮設置計画) (重点調査様式 4-4)
- (ア) 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う仮設備の設置に関する計画（仮設備の点検に関する事項を除く。）について記載する。
- (イ) 「設置費用」の欄は、「仮設備の内容」、「数量・単位」及び「設置期間」の欄に記載した仮設備の設置及びその管理に要する費用について記載するものとし、当該設置及び管理に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該設置及び管理に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には重点調査様式 2-1 の「工事区分・工種・種別・細別」（営繕工事の場合は、重点調査様式（営繕） 2-1 の「工事種別」）のいずれに計上しているかを記載する。
- (ウ) 仮設備の設置に要する諸費用と、その管理に要する諸費用の負担者がそれぞれ異なるときは、「設置費用」の欄を二段書きにする。
- (エ) 仮設備設置が無い場合は、その旨を記載すること。
- オ 安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画) (重点調査様式 4-5)
- (ア) 本様式は、交通誘導員の配置に要する費用を入札者が負担する場合、下請予定業者が負担する場合のいずれについても作成するものとする。
- (イ) 「単価」の欄には、経費を含まない交通誘導員に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。
- (ウ) 「員数」の欄には、配置する交通誘導員の人数を記載する。自社社員を交通誘導員に充てる場合は、その員数を（ ）内に外書きする。
- (エ) 交通誘導員配置予定が無い場合は、その旨を記載すること。

(添付書類)

ア 安全対策の取り組み

なし

イ 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが重点調査様式2-1又は2-2（営繕工事の場合は重点調査様式（営繕）2-1又は2-2）に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積価格のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

ウ 安全衛生管理体制（点検計画）

(ア) 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが重点調査様式2-1又は2-2（営繕工事の場合は重点調査様式（営繕）2-1又は2-2）に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積価格のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

(イ) 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者が負担する場合にあっては、「点検実施者」欄の者に対して支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月

分の給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。)

エ 安全衛生管理体制（仮設置計画）

本様式の「設置費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが重点調査様式 2-1 又は 2-2（営繕工事の場合は重点調査様式（営繕）2-1 又は 2-2）に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積価格のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

オ 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）

（ア）交通誘導員の派遣を受ける場合にあつては、派遣予定会社が押印した見積書並びにその派遣予定会社の派遣実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

（イ）自社社員を交通誘導員に充てる場合にあつては、その者が自社社員であることを証明する書面及び過去 3 月分の実績給与額等が確認できる給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

（ウ）交通誘導員の配置方法、交通規制方法等を明らかにした配置図を添付する。

（5）手持ち工事の状況

<確認内容>

ア 記載された手持ち工事が実在するものであること。

イ 現場付近の手持ち工事の資材保管場所が契約対象工事現場から近距離にあること、関連手持ち工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

[記載要領]

ア 手持ち工事の状況(対象工事現場付近) (重点調査様式 5-1)

（ア）本様式は、契約対象工事現場付近（半径 10km 程度）の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち

工事ごとに作成する。

(イ)「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

(ウ) 手持ち工事（対象工事現場付近）が無い場合は、その旨を記載すること。

イ 手持ち工事の状況(対象工事関連) (重点調査様式5-2)

(ア) 本様式は、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。

(イ)「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

(ウ) 手持ち工事（対象工事関連）が無い場合は、その旨を記載すること。

(添付書類)

ア 重点調査様式5-1に記載した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。

イ 重点調査様式5-1及び重点調査様式5-2に記載した手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

(6) 契約対象工事場所と入札者の事務所、倉庫等との関係

<確認内容>

ア 記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。

イ 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積価格となっていること。

[記載要領]

(重点調査様式6)

ア 本様式は、入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。

イ 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

ウ 対象となる事務所及び倉庫等が無い場合は、その旨を記載すること。

(添付書類)

ア 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事場所との位置関

係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事場所までの距離及び連絡経路が分かるようにする。

イ 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等の存在及び権原を証明する登記関係書類又は賃借権を定めた契約書等の写しを添付する。

(7) 手持ち資材の状況

<確認内容>

ア 記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

イ 調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること(手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること)。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

[記載要領]

(重点調査様式7)

ア 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。

イ 「単価(原価)」の欄には、手持ち資材の原価を記載する。例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。

ウ 「調達先(時期)」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。

エ 対象となる手持ち資材が無い場合は、その旨を記載すること。

(添付書類)

ア 本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真(契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分(固有番号等)付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの。)を添付する。

イ 本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。

(8) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

<確認内容>

ア 他社から購入を予定している場合

(ア) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去1年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること(他社からの購入による資材費の低減が可能であること)。

(イ) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ 自社製品の活用を予定している場合

(ア) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

(イ) 記載された単価が、自社の製造部門が過去1年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。

[記載要領]

(重点調査様式8)

ア 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

イ 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。〔(例) 協力会社、同族会社、資本提携会社等〕

また、取引年数を括弧書きで記載する。

ウ 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）を、「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

エ 他社からの資材購入及び自社製品の活用が無い場合は、その旨を記載すること。

(添付書類)

ア 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

イ 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。

ウ 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

(9-1) 手持ち機械の状況

<確認内容>

ア 記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事

で使用する予定であること。

イ 契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。

ウ 手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却費や固定資産税等を含んで適切に見積もられていること(手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。)

[記載要領]

(重点調査様式9-1)

ア 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。

イ 「単価(原価)」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する。

例えば、年間の維持管理費用(減価償却費を含む。)を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

ウ 対象となる手持ち機械が無い場合は、その旨を記載すること。

(添付書類)

ア 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真(契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分(固有番号等)付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの。)を添付する。

イ 過去1年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。

ウ 本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税(償却資産)に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額(当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む。)を明らかにした書面を添付する。

(9-2) 機械リース元一覧

<確認内容>

ア 他社からリースを予定している場合

(ア) 機械リース予定会社からリースを受ける予定の単価が、当該業者が過去1年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること(機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。)

(イ) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ 自社の機械リース部門からリースを予定している場合

(ア) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。

(イ) 記載された単価が、自社の機械リース部門が過去1年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

[記載要領]

(重点調査様式9-2)

ア 本様式は、入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。

イ 「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

ウ 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。[(例) 協力会社、同族会社、資本提携会社等] また、取引年数を括弧書きで記載する。

エ 手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価(例えば、年間の維持管理費用(減価償却費を含む。)を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額。)(いずれも過去1年以内のものに限る。)等合理的かつ現実的な額を、「リース元名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載する。

オ 入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者が無い場合は、その旨を記載すること。

(添付書類)

ア 機械リース予定業者が押印した見積書及びその予定業者の取引実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

イ 本様式の「リース元名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。

ウ 自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価(いずれも過去1年以内のものに限る。)など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

(10) 労務者確保計画

<確認内容>

ア 自社労務者を充てる場合

- (ア) 記載された者が自社社員であること。
- (イ) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。
- (ウ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、過去3月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積価格であること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

イ 下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

- (ア) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。
- (イ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去1年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

[記載要領]

(重点調査様式 10)

- ア 「工種」の欄には、重点調査様式2-1積算内訳書の工種に該当する工種について記載する。
- イ 「職種」の欄には、三重県が発表する「設計単価表」に記載の「設計労務単価」の51職種のうち必要な職種について記載する。
- ウ 自社労務者と下請労務者とを区別する。
- エ 「労務単価」の欄には、「設計単価表（三重県）設定単価等の諸基準」に記載された構成内容の労務単価を記載する。
- オ 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
- カ 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。〔(例) 協力会社、同族会社、資本提携会社等〕また、取引年数を括弧書きで記載する。

(添付書類)

- ア 本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
- イ 自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。
- ウ 下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積価格が、合理的かつ現実的な金額であることを明らかにした書面は、重点調査様式3の添付資料として提出する。

(11) 工種別労務者配置計画

<確認内容>

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

[記載要領] (重点調査様式 11)

ア 本様式には、重点調査様式 10 の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。

イ 「配置予定人数」欄は、三重県が発表する「設計単価表」に記載の「設計労務単価」の 51 職種のうち必要な職種について記載する。

(添付書類)

本様式に記載した自社労務者の職種ごとの配置計画を添付する。

(12) 過去に施工した公共工事名及び発注者の状況

<確認内容>

過去 5 年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったものについての建設工事成績評定点を確認する。

[記載要領] (重点調査様式 12)

ア 本様式は、過去 5 年間に元請として施工が完了した請負金額 5 0 0 万円以上の公共工事のうち、低入札価格調査を経て受注した工事の実績について記載する。

イ 各工事ごとの予定価格、建設工事成績評定点等を記載する。

ただし、予定価格が公表されていない場合、建設工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。

ウ 対象となる工事が無い場合は、その旨を記載すること。

(添付書類)

各工事の工事成績状況が確認できる工事成績評定書等を添付する。

(13) 建設副産物の搬出地

<確認内容>

ア 記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ 記載された受入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去 1 年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

[記載要領] (重点調査様式 13)

ア 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。

イ 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績（過去 1 年以内の受入れ実績に限る。）のあ

る単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

ウ 対象となる建設副産物が無い場合は、その旨を記載すること。

(添付書類)

ア 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。

イ 受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績(過去1年以内の受入れ実績に限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

(14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

<確認内容>

ア 建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ 記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去1年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

[記載要領]

(重点調査様式 14)

ア 本様式は、重点調査様式 13 に記載した建設副産物の搬出、工事場所への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち、入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。

イ 「運搬予定者」の欄には、入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。

ウ 本様式の作成に当たっては、建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載するものとし、それぞれの記載の間に空白行を設けるものとする。

エ 重点調査様式 13 に記載した建設副産物の搬出については、建設副産物及び受入れ予定箇所ごとの運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、重点調査様式 13 に記載した建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。

オ 資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工事内容の予定を記載する。

カ 仮置き場との間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。

キ 「運搬予定者への支払予定額」の欄には、入札者が「運搬予定者」欄に記

載の者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

ク 建設副産物の搬出及び資材等の搬入がない場合は、その旨を記載すること。
（添付書類）

ア 建設副産物の種類及び受入れ予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。

イ 搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。

ウ 仮置き場との間の土砂運搬等に係る運搬経路が確認できる地図等を添付する。

エ 本様式に記載の運搬予定者が押印した見積書及びその運搬予定者の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

（15－1）品質確保体制（品質管理のための人員体制）

<確認内容>

ア 「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者が負担する場合は、重点調査様式2－1又は2－2（営繕工事の場合は、重点調査様式（営繕）2－1又は2－2）において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

[記載要領]

（重点調査様式15－1）

ア 本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、重点調査様式15－2で記載する品質確保のための各種試験等に要する

体制及び重点調査様式 15-3 で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。

- イ 「諸費用」の欄は、「実施事項」の欄に記載した品質管理のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には重点調査様式 2-1 又は 2-2（営繕工事の場合は、重点調査様式（営繕）2-1 又は 2-2）の「工事区分・工種・種別・細別」のいずれに計上しているかを記載する。
- ウ 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金の額を記載する。

オ 品質管理項目がない場合は、その旨を記載すること。

（添付書類）

- ア 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが重点調査様式 2-1 又は 2-2（営繕工事の場合は、重点調査様式（営繕）2-1 又は 2-2）に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積価格のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

- イ 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者が負担する場合にあっては、「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去 3 月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去 1 年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去 3 月分の給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）

（15-2）品質確保体制（品質管理計画書）

<確認内容>

ア 「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者が負担する場合は、重点調査様式 2-1 又は 2-2（営繕工事の場合は、重点調査様式(営繕) 2-1 又は 2-2）において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去 1 年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

[記載要領]

(重点調査様式 15-2)

ア 本様式には、工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、重点調査様式 15-3 で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。

イ 「諸費用」の欄は、「品質管理項目」の欄に記載した品質管理のための各種試験に要する費用について記載するものとし、当該試験に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該試験に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には重点調査様式 2-1 又は 2-2（営繕工事の場合は、重点調査様式(営繕) 2-1 又は 2-2）の「工事区分・工種・種別・細別」のいずれに計上しているかを記載する。

ウ 品質管理項目がない場合は、その旨を記載すること。

(添付書類)

ア 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが重点調査様式 2-1 又は 2-2（営繕工事の場合は、重点調査様式(営繕) 2-1 又は 2-2）に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積価格のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

(15-3) 品質確保体制（出来形管理計画書）

<確認内容>

ア 「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者が負担する場合は、重点

調査様式 2-1 又は 2-2（営繕工事の場合は、重点調査様式(営繕) 2-1 又は 2-2）において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去 1 年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

[記載要領] (重点調査様式 15-3)

ア 本様式は、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載する。

イ 「諸費用」の欄には、「出来形管理項目」の欄に記載した出来形管理のための各種検査に要する費用について記載するものとし、当該検査に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該検査に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には重点調査様式 2-1 又は 2-2（営繕工事の場合は、重点調査様式(営繕) 2-1 又は 2-2）の「工事区分・工種・種別・細別」のいずれに計上しているかを記載する。

(添付書類)

ア 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが重点調査様式 2-1 又は 2-2（営繕工事の場合は、重点調査様式(営繕) 2-1 又は 2-2）に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積価格のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

(16) その他の必要事項

必要に応じて以下の確認を行う。

ア 経営状況の確認

取引金融機関、保証会社等へ照会を行う。

イ 信用状態の確認

建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況の調査を行う。

6 失格基準

契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合には落札者又は落札候補者とししない。

(1) 設計仕様等に適合しない場合

【具体例】

- ア 設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足しない場合
- イ 材料、製品について、設計仕様に適合した品質、規格を満足していない場合
- ウ 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合

(2) 積算内訳書算出根拠が適正でない場合

【具体例】

- ア 算出根拠が明確でない場合
 - イ 金額が一括計上されている場合
 - ウ 下請に係る見積価格を下回る積算額が計上されている場合
 - エ 下請見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合
 - オ 資材購入に係る見積価格を下回る積算額が計上されている場合
 - カ 手持ち資材の確認ができない場合
 - キ 自社機械の所属等が確認できない場合
 - ク 自社従業員の雇用関係が確認できない場合
 - ケ 人件費、保険料等の必要な経費が計上されていない場合
 - コ 取引予定業者からの聞き取りにより、積算内訳書に記載された価格が不当に低額に設定されたことが明白である場合
 - サ 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合
- (3) 提出期限までに、添付書類を含め、必要な調査資料が提出されない場合
- (4) その他、マニュアルに記載された確認内容が確認できない場合や資料の記載要領を満たさない場合など、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合

なお、要領第9条第3項に基づき、最低価格入札者を落札者又は落札候補者とししないことを決定した時は、落札者又は落札候補者とししない理由を付して通知する。（様式16又は重点調査様式18）

付記 この調査マニュアルは、令和4年6月11日から施行する。